

令和 2 年 6 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 等 新 旧 対 照 表

印刷物番号

2 - 2 3

も く じ

・議案第74号	大阪広域水道企業団規約-----	2
・議案第75号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例-----	4
・議案第76号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例-----	6
・議案第77号	大東市附属機関条例-----	10
・議案第78号	大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例-----	12

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
<u>藤井寺市</u> 、 <u>泉南市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>大阪狭山市</u> 、 <u>阪南市</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>忠岡町</u> 、 <u>熊取町</u> 、 <u>田尻町</u> 、 <u>岬町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>河南町</u> 、 <u>千早赤阪村</u>

主要改正点

- ・大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加したこと。

旧
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
<u>泉南市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>阪南市</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>忠岡町</u> 、 <u>田尻町</u> 、 <u>岬町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>千早赤阪村</u>

議案第75号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

6 ～ 9 (略)

第43条 ～ 第52条 (略)

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

6 ～ 9 (略)

第43条 ～ 第52条 (略)

議案第76号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新
第1条 ～ 第6条 (略) (保育所等との連携)
第7条 (略)
2 ～ 3 (略)
<u>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u>
<u>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u>
<u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u>
5 前項 <u>(第2号に該当する場合に限る。)</u> の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1) ～ (2) (略)
6 (略)
第8条 ～ 第23条 (略) (職員)
第24条 (略)
2 (略)

主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第6条 (略) (保育所等との連携)
第7条 (略)
2 ～ 3 (略)
<u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>
5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1) ～ (2) (略)
6 (略)
第8条 ～ 第23条 (略) (職員)
第24条 (略)
2 (略)

新

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3～4 (略)

第25条～第37条 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第38条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

第39条～第49条 (略)

旧

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3～4 (略)

第25条～第37条 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第38条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

第39条～第49条 (略)

議案第77号

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市景観審議会	(略)	(略)
	<u>大東市都市計画に関する基本方針策定市民会議</u>	<u>大東市都市計画に関する基本的な方針についての検討に関する事務</u>	<u>15人以内</u>

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市都市計画に関する基本方針策定市民会議を加えたこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市景観審議会	(略)	(略)

議案第78号

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第9条 (略)

(職員の配置等)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) ～ (10) (略)

5 ～ 6 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

主要改正点

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第9条 (略)

(職員の配置等)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) ～ (10) (略)

5 ～ 6 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)